

写

26動薬第2597号
平成26年11月25日

都道府県畜産主務部長 宛

農林水産省動物医薬品検査所長

「被検定中間製品に係る試験品等の収納等について」の一部改正について

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号。以下「改正法」という。）、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成26年政令第269号）、「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年農林水産省令第58号）が平成26年11月25日から施行されます。

このため、整合性を図る観点から、別紙のとおり改正し、改正法の施行の日から施行しますので通知します。

被検定中間製品に係る試験品等の収納等について（平成12年3月31日一二動薬A第四一九号）

改正後	現 行
<p data-bbox="593 343 627 375">記</p> <p data-bbox="107 411 235 438">1～5 略</p> <p data-bbox="107 443 504 470">6 被検定中間製品抜取表の添付</p> <p data-bbox="129 478 1108 582"><u>医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十九条の規程による被検定中間製品に係る試験品の送付に当たっては、別記様式の被検定中間製品抜取表を添付する。</p> <p data-bbox="100 619 257 646">別記様式 略</p>	<p data-bbox="1612 343 1646 375">記</p> <p data-bbox="1131 411 1258 438">1～5 略</p> <p data-bbox="1131 443 1527 470">6 被検定中間製品抜取表の添付</p> <p data-bbox="1153 478 2139 582"><u>薬事法</u>施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十九条の規程による被検定中間製品に係る試験品の送付に当たっては、別記様式の被検定中間製品抜取表を添付する。</p> <p data-bbox="1124 619 1281 646">別記様式 略</p>